

主 文

本件再審査請求を却下する。

理 由

1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、労働基準監督署長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けをもってこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

2 再審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第38条第1項の規定により、請求人に労働者災害補償保険審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内（以下「請求期間」という。）にしなければならないこととされている。

本件の場合、A会社発行の郵便物等配達証明書（お問い合わせ番号〇号）によれば、審査官の決定書の謄本が請求人に配達された日は、平成〇年〇月〇日であり、本件再審査請求の請求期間は、当該配達された日の翌日から起算して60日目に当たる日である同年〇月〇日までとなる。

しかるに、請求人が労働保険再審査請求書（以下「請求書」という。）を当審査会宛てに郵送したのは、平成〇年〇月〇日であり、本件再審査請求は、法定の請求期間を経過した後にされたものである。

3 ところで、労審法第38条第2項において準用する同法第8条第1項ただし書では、再審査請求が請求期間を経過した後にされた場合においても、請求人が正当な理由により請求期間内に再審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでないと定められている。そして、当該ただし書にいう「正当な理由」とは、天災その他客観的にみて一般にそのような理由があれば誰もが請求できなかつたであろうことをうかがい知るに足りるものでなければならぬものと解するのが相当である。

このため、当審査会は、請求人に対して、平成〇年〇月〇日付け文書をもって、提出期限を同年〇月〇日として、請求期間内に再審査請求をすることができなかった理由又は事情等について具体的に記述した文書の提出を求めた。請求人は、同年〇月〇日及び同月〇日、当審査会に電話連絡をし、審査官から請求期間は超えているが事情を伝えておくから請求するように言われたものであり、請求期間内に再審査請求をすることができなかった理由に関する文書は既に提出している旨述べた。

そこで、本件についてこれをみると、請求人は、請求書別紙以外に請求期間内に再審査請求をすることができなかった理由に関する文書を提出していない。請求書添付の資料には、審査請求の理由と告発という記述があるのみで、その内容は、誰もが請求期間内に本件再審査請求をすることができなかったであろうことをうかがい知るに足りる事情について記載がなく、上記の「正当な理由」について疎明したものとは認められない。また、請求人は当審査会がした疎明依頼について期限内に他に文書を提出していないことから、本件再審査請求が請求期間を経過してされたことについての正当な理由があったと認めることはできない。

- 4 以上のとおりであるから、本件再審査請求は、労審法第38条第2項において準用する同法第8条第1項ただし書の規定による正当な理由により期間内に再審査請求することができなかったことを疎明したものとは認められないことから不適法なものであるため、同法第50条において準用する同法第10条の規定により却下する。

よって主文のとおり裁決する。